

## 先着順による県有財産の買受け申込み要項

応募される方は、この要項を御承知のうえ、お申し込みください。なお、この募集は、入札による県有財産の売払いにおいて、入札不調となった財産（入札者がいなかった財産等）を対象に、地方自治法に基づき実施するものです。

（趣旨）

第1 この要項は、先着順による県有財産の買受けを申し込む者が守らなければならない事項を定めます。

（公募売却物件）

第2 静岡県企業局ホームページの「先着順による県有地売却物件（企業局）」に掲載のとおりです。

なお、物件の詳細については、同ホームページ中の「物件調書」を必ず御覧ください。

（買受け申込み資格）

第3 次に掲げる者は、買受けの申込みを行うことができません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に定める者
- (2) 公有財産に関する事務に従事する本県の職員
- (3) 公募売却物件を、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所及び無差別大量殺人を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分を受けた団体の事務所の用に供しようとする者
- (4) 公募売却物件が農地又は工業専用地域のときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定する一般廃棄物の最終処分場若しくは同法第15条第1項に規定する産業廃棄物の最終処分場の用に供しようとする者
- (5) 公募売却物件が農地のときは、知事又は所轄市町農業委員会が交付した農地法第3条許可に係る買受適格証明書を有しない者
- (6) 次のアからキのいずれかに該当する者
  - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下イにおいて「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
  - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
  - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
  - エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的

- をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
- オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 公募売却物件を取得するために、暴力団又は暴力団員等を利用している者

(買受け申込み)

第4 静岡県企業局ホームページに記載の売却価格で、先着順による買受けを申し込む者は、物件調書のほか、現地を確認のうえ、次の方法により申し込んでください。

(1) 受付時間

午前9時から午後5時まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く）

(2) 受付場所

〒421-3306 富士市中之郷 2100 番地(0545-81-1360)

静岡県企業局東部事務所総務課

(3) 申込み方法

先着順による買受けを申し込む者は、以下の書類を上記受付場所へ持参又は郵送により提出してください。なお、郵送により申し込む場合は、書留郵便等（送達記録が残るもの）で送付してください。（ファクシミリによる申込みは、受け付けません）

ア 先着順買受け申込書（別紙様式1）

イ 誓約書（別紙様式2）

ウ 役員等名簿（別紙様式3） ※個人の場合も作成が必要です。

エ 住民票（法人の場合は法人登記簿謄本）

オ 印鑑証明書

(申込みの無効)

第5 次の各号の一に該当する者が行った申込みは、無効とします。

(1) 買受け申込み資格のない者

(2) 所定の「先着順買受け申込書」によらない申込みをした者

(3) 鉛筆書きの申込みをした者

(4) ファクシミリによる申込みをした者

(5) 前各号に定めるもののほか、県が指定した条件に違反した申込みをした者

(買受人の決定)

第6 公募売却物件ごとに、「先着順買受け申込書」を最初に提出した者を買受人とし、県から決定の通知を行います。

2 郵送による申込みが持参による申込みよりも先着し、かつ郵送による申込みが複数あった場合は、当該郵送による申込者の中から後日抽選により買受人を決定します。

3 買受人の決定が無効となった場合又は買受人との契約を解除した場合は、当該買受人の次に申込みをした者を買受人とします。

(契約の締結)

- 第7 県から買受人に対して、売買契約（以下「契約」という）の締結について必要な事項を通知します。
- 2 買受人は、買受人の決定の通知を受けた日から14日以内（土曜日、日曜日及び祝日を含む）に県の定めた売買契約書により、契約を締結しなければなりません。
  - 3 契約関係書類及び登記関係書類の作成に当たっては、買受人の実印を用いることとし、契約締結時に印鑑証明書を提出していただきます。
  - 4 買受人が2で定めた期間内に契約を締結しない場合は、買受人の決定は無効となります。

(契約保証金)

- 第8 買受人は、契約を締結する時まで、契約保証金として売買代金の100分の10以上に相当する金額（円未満の端数を切上げた額）を、県が発行する納入通知書により納付しなければなりません。
- 2 契約保証金は売買代金完納後30日以内に買受人に返還しますが、買受人の申出により売買代金の一部に充当することができます。なお、契約保証金には、納付した日からその返還を受ける日までの期間について利息を付さないものとします。

(売買代金の支払い)

- 第9 買受人は、契約締結日から30日以内（土曜日、日曜日及び祝日を含む）で県が指定する期日までに、売買代金（第8第2項により契約保証金を充当する場合は、売買代金の額から契約保証金の額を控除した金額。以下同じ）を、県が発行する納入通知書により納付しなければなりません。
- ただし、買受人が売買代金を指定した日までに納付できない特別の理由があると県が認めた場合は、遅延利息を納付することを条件に売買代金の納付を遅延することができます。
- 2 遅延利息は、県が指定する期日の翌日から売買代金を納付した日までの期間を対象として、年10.75パーセントの割合を売買代金に乗じて算出した金額（円未満切捨て）となります。

(契約の解除)

- 第10 買受人が次の各号の一に該当する場合には、県は契約を解除することができます。
- (1) 買受人が第9第1項の売買代金を納付しない場合
  - (2) 契約後、契約について不正の事実が発見された場合
  - (3) 前各号のほか、法令等又は契約に違反した場合
- 2 前項の場合、契約保証金は県に帰属し、買受人には返還しません。

(所有権移転登記と公租公課)

- 第11 土地の所有権移転登記手続は、売買代金の完納後、買受人の申請により、県が行います。なお、県は建物の登記手続は行いません。

2 土地の所有権移転登記手続に要する不動産登録免許税及び所有権移転後の公租公課等は、買受人の負担とします。

(契約不適合責任)

第12 買受人は、契約締結後、買い受けた財産に種類、品質、数量等に関して本契約の内容に適合しない状態があることを発見しても、県に対して解除、損害賠償、追完請求又は代金減額請求等を行うことはできません。ただし、当該契約が消費者契約法（平成12年法律第61号）の適用を受ける場合については、当該財産の引き渡しの日から2年間は、履行の追完又は代金の減額のいずれかを請求することができます。

(売払い結果の公表)

第13 売払い結果については、その内容（物件の所在、数量、契約金額及び買受人の氏名）を公表することがあります。

また、一定期間、静岡県企業局ホームページにも公開されます。ただし、個人（事業を営む個人を除く）が買受人の場合は、買受人は「個人」と表示されます。

(募集の中止)

第14 公募売却物件の募集は、予告なく中止する場合がありますので、予め御了承ください。